

～学習会～

戸籍法の改正と自治体の取り組みについて

近年、行政書士や調査業者等が戸籍謄本などを不正に取得し、身元調査に利用されていた疑いがある事象が発覚しています。一方で、戸籍法の改正や大阪狭山市、河南町での「登録制本人通知制度」（戸籍等が請求された場合、登録した本人にその旨を通知する制度）が施行されるなど自治体での取り組みが進められています。

戸籍法改正の意義や内容、戸籍等不正取得の防止、差別身元調査への利用阻止にむけた自治体での取り組みを学習します。

日時：2009年10月19日（月）

午後1時30分～午後4時分まで

会場：大阪人権センター 東館 第2研修室 （住所 大阪市浪速区久保吉1-6-12）

☆ 基調講演 ☆

「戸籍と人権」

二宮 周平さん（立命館大学法学部教授）

¥ 500
参加資料代

☆ 自治体での取り組み ☆

○大阪狭山市や河南町からの報告など

【参加対象】

市町村担当課（戸籍担当・個人情報担当・人権担当）職員、人権総合相談員等をはじめご関心のある方はどなたでもご参加いただけます。

【定員】50人程度（先着順）

【申込期日】10月14日（水）まで

※ウラの参加申込書でお申し込みください

<会場周辺マップ>



～主催・お問い合わせ・申し込み先～

（財）大阪府人権協会 （大阪市浪速区久保吉1-6-12 大阪人権センター）

でんわ：06-6568-2983 FAX06-6568-2985

申込期日：10月14日(水)まで

大阪府人権協会 行き
FAX：06-6568-2985

FAX送信状

「戸籍等不正取得等予防に関わっての学習会」

～ 参加申込書 ～

送信者 (担当)	お名前		
	団体名		
	連絡先		市区町村名 市 区 町 村
	住 所 _____		
	電話番号 _____		
FAX 番号 _____			
	※会場変更が発生した場合など、講座に関する連絡に使用しますので、必ず書いてください。		
参 加 希望者	① お名前	所属名	
	② お名前	所属名	
	③ お名前	所属名	
	④ お名前	所属名	
	⑤ お名前	所属名	

☆個人情報保護について☆

皆様からいただいた名前や連絡先などの個人情報について、次のことをお約束します。

- ① 個人情報は、「大阪府人権協会」の取り組みに関するもののみに使います。
- ② 個人情報は、厳重に保管し、他に漏れないようにします。
- ③ 個人情報について不明な点などがありましたら、事務局へ問い合わせてください。